

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 袖ヶ浦市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.1%
全職員	72.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	103.0%
本庁係長相当職	98.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5%
31～35年	88.1%
26～30年	93.1%
21～25年	90.4%
16～20年	93.7%
11～15年	89.2%
6～10年	87.5%
1～5年	87.1%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職には女性の職員がいないため記載なしとしています。
- ・短時間勤務職員等については、常勤職員の所定労働時間を基に人数を換算しています。
例：1日7.75時間、週3日勤務の場合
 $(7.75 \text{ 時間} \times 3 \text{ 日/週}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日/週}) = 0.6 \text{ 人}$
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち9割を占める会計年度任用職員について、女性が約8割強と割合が高い一方、相対的に給与水準の高い任期の定めのない常勤職員のうち、男性の割合が約7割と高くなっており、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。